平成２８年（フ）第１５５号
長野市安茂里小市２丁目12番19号
債務者　繁田　　強
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４８４号
大阪府泉佐野市長滝2099番地　長滝第一住宅５―104
債務者　沖崎　信子（旧姓西浦）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４９５号
大阪府泉佐野市鶴原950番地の２、前住所大阪府泉佐野市鶴原927番地の１―４―303
債務者　北川真紀子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７８９号
札幌市白石区北郷７条３丁目８番15―306号
債務者　大橋　正基
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７９６号
札幌市豊平区平岸４条16丁目５番10号　グランボアールⅡ－７号
債務者　高橋　憂生
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８１１号
札幌市手稲区前田５条11丁目２番１―402号
債務者　平間　洋子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８２７号
札幌市豊平区西岡３条６丁目８　シェアホーム森のくまさん、住民票上の住所札幌市中央区南16条西８丁目２番20―601号
債務者　以頭　義雄
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８２９号
北海道千歳市緑町３丁目３番26号　パレス緑202号
債務者　赤毛　貴征
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８３２号
札幌市豊平区月寒東３条３丁目４番22号　ビックバーンズＭＳ月寒Ⅰ―103号
債務者　中弥　　学
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８４３号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目21番16号　カナール新札幌402号
債務者　本田　芙雪
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８５０号
札幌市西区八軒10条東１丁目５番25号　リバーサイドミューゲ202号
債務者　小向　英治（旧姓松原・佐藤）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８５３号
札幌市北区北36条西２丁目１番15―107号
債務者　山田　美嗣
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８５５号
札幌市豊平区美園１条７丁目３番４号　ライズフラット301号
債務者　近野　静香
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８６０号
北海道江別市野幌住吉町38番地の１　リーセント住吉301号
債務者　川口　直子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２号
群馬県高崎市引間町959番地１
債務者　高橋　美奈
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５３６号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目632番地の15　サンライズ・ロッキー202
債務者　島崎恵里子（旧姓井町）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部